

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成19年8月22日(水)

開会 9時30分

閉会 11時30分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 山根一枝委員長、丹保健一委員、竹下讓委員、井村正勝委員、安田敏春教育長

欠席者 無し

## 4 出席職員

教育長 安田敏春(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 東地隆司 学校教育分野総括室長 坪田知広

生涯学習分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 真伏利典

予算経理室長 中川弘巳

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 濱田嘉昭

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

学校施設室長 宮崎敏 学校施設室主幹 丸山孝文

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室副室長 上野修弘

生涯学習分野

生涯学習室長 木平純子 生涯学習室副室長 岸良隆

スポーツ振興室長 川畑幸永 スポーツ振興室指導主事 奥井達司

文化財保護室長 山田猛 文化財保護室副室長 森川常厚

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第31号 三重県立高等学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第32号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第33号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第34号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第35号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第36号 訴訟事件の処理について	原案可決
議案第37号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について	原案可決
議案第38号 三重県立美術館協議会委員の委嘱について	原案可決
議案第39号 三重県文化財保護審議会委員の任命について	原案可決

## 6 報告題件名

### 件 名

- 報告 1 平成 20 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の結果について
- 報告 2 国立大学法人三重大学と三重県教育委員会との高大連携事業に関する協定書の締結について
- 報告 3 第 31 回全国高等学校総合文化祭（島根大会）への生徒派遣状況及び結果について
- 報告 4 第 54 回東海高等学校総合体育大会の結果について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

山根委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会（平成 19 年 7 月 26 日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

### ・議事録署名人の指名

竹下議委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 37 号、38 号、39 号が人事案件の為、非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 31 号から 36 号を審議し、報告題 1 から 4 を報告した後、非公開の議案第 37 号、38 号、39 号の順に審議することを確認する。

### ・審議内容

#### 議案第 31 号 三重県立高等学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則案（公開）

（予算経理室長説明）

三重県立高等学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び、三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1 頁をご覧ください。改正の規則案でございます。理由と内容をご説明申し上げます。2 頁をご覧ください。この規則は、授業料とか入試の選抜手数料の徴収の方法等を定めた規則でございます。2 頁の改正理由のところに書いてありますように、平成 20 年度から前期選抜、後期選抜といった形の新しい選抜方法になりますので、これを機会に選抜手数料の徴収の方法を一部改正したいという事でございます。

内容は 3 頁の新旧対照表をご覧ください。現行の第 5 条の第 2 項を削除するというものでございます。理由は、これまで推薦入試の場合において、不合格になった者について、同じ学校を再度一般入試で受検する場合には選抜手数料はとらない、他の学校を再度受ける場合には、選抜手数料を徴収するというやり方でしたが、今回の選抜方法の変更に伴い、全て一回毎に選抜手数料を徴収するという方法に統一したい、これが改正の一つの内容でございます。

もう一点は、その他規定の整備といわれるもので、この規則が引用する高等学校条例が過去の改正でそのままになっていた部分がございますので、今回の改正に合わせて規定を整備し、条例と条文の整合を図ろうとするものでございます。内容は、条例の第 12 条が、第 11 条に既に変更になっていますので、それに合わせて変える。また保育料の記述のくだりのところが既に条例の方でもなくなっていますので、それに合わせて今回変更するという規定の整備です。以上 2 点でございます。

### 【質疑】

委員長

はい。議案 31 号はいかがでしょう。

丹保委員

保育料のところを説明してください。

予算経理室長

平成14年度までは、亀山と明野に保育科があり、保育料を徴収していました。それが15年度からなくなりましたが、記述がそのままになっておりましたので、今回合わせて改正をしたいという事でございます。

丹保委員

分かりました。

委員長

はい、他にはどうでしょうか。

井村委員

合格しなかった者が再度試験を受ける場合は徴収しないという事ですか、徴収するという事ですか。

高校教育室長

同じ学校を受ける場合は徴収しませんが、違う学校を受けると別途受検料を徴収するというのが現行でした。

補足をさせていただきますと、この現行の徴収規則が定められましたのが、平成4年で、平成4年11月の教育委員会で規則改正がなされているわけですが、この当時の状況を若干話させていただきます。県立高等学校の入学者選抜制度改善専門委員会が平成3年に設置され、その中で推薦入試制度とか総合選抜制度、いわゆる群制度、それから通学区域について話し合われました。その中で平成4年の推薦入学が募集枠20%という事でそれまでは農業とそれ以外の専門学科が推薦をできたわけですが、6年度から理数も普通も可能となり推薦の募集が広がりました。推薦の手数料についても考え直したらどうかという意見がこの専門委員会に出され、その当時、推薦募集枠が20%で、特に学科への目的意識の高い生徒のみが中学校から推薦を受け受検をしており、非常に募集枠が狭かった。そのため目的意識が特に高いとして中学校が推薦状を出した生徒が不合格の場合、その子を何とかもう一度、同一校へ一般選抜でも受けさせてやりたいという事で簡便な手続きで出願出来るようにと委員会で話し合われ、不合格になった者でも同一校を志願する場合は、一般選抜では受検料を取らないでおこうという主旨で改正されました。

今回改正案として議案に出させて頂いたのは、推薦入学の募集枠が非常に大きくなり、60%、80%去年まであった訳ですが、そういう中で明確な目的意識が見い出せない生徒でも、中学校長から推薦を受けることにより、推薦入学の受検者が非常に多くなり、不合格になる子どもも多くなりました。逆にそのA高校を受けずにB高校を受ける数が多くなってきて、平成4年に制度を改正した主旨に合わなくなっているのではないかという事で、高校とか中学校は不公平感があり、保護者からも何で同じ学校は受検料がいらぬのか、違う学校の場合はいるのかという声があると、中学校校長会、或いは県Pの方から出てきていました。高校の事務的手続きが煩雑になるという事で、関係団体と調整した結果、こういう改正案がいいのではないかという事になりました。それから全国で前期選抜と後期選抜を15都道府県で実施していますが、いずれも一回毎に選抜手数料を徴収しているという事も併せてご報告させていただきます。以上です。

【質疑】

委員長

はい。ありがとうございます。他にはどうでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第32号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第33号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第34号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第35号 平成18年改正給与と条例附則第7項から第9項までの規則による給料に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福利・給与室長説明）

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委員規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

議案につきましては、1頁にございます。説明につきましては、他の3件と改正理由が同じでございます

ので併せて進めさせて頂きたいと思ひます。

つぎに、33号の議案に進ませて頂きます。公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

議案第34号、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

議案第35号、平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。以上でございます。

そして、この4つの議案につきましては、今回、日本郵政公社の民営化に伴いまして、日本郵政公社が解散されて新しく今年10月1日から日本郵政株式会社になります。それに伴う法の施行に伴う規則の改正となっています。

議案32号の3頁をご覧ください。他の規則の改正部分も同様なのですが、現行のところでは第2条で第3号のところに、その退職に続き他の地方公務員、独立行政法人、ずっといきまして国家公務員、そして日本郵政公社の職員といった書きぶりがあります。他の規則でも同様です。こういった規定を置いているのは人事交流等で国や他県、そして国立大学法人または日本郵政公社等から、職員が来たり或いはまた戻って来たりするわけですが、そういった場合に、三重県職員として採用された場合、期末手当の支給や給料決定等において、一般の新規採用者とは異なる取り扱い、例えば日本郵政公社の期間も通算して期末手当を支給するとか、或いは郵政公社に戻った場合は、こちらからは支払わないとか、そういった事で国家公務員とか、他の公共団体の職員とか、或いは日本郵政公社の職員というような取り扱いがされていました。

そして今回、その公社自体がなくなりますので、日本郵政公社といった文言が入っている所は、全部調べて削る必要があります。それで今回、関係規則を調べたところ、この4つの規則がありました。

議案33号を見て頂きますと、これは公立学校職員の初任給の昇格、昇給等に関する規則で、給料決定する場合、特例を認めていた中で、日本郵政公社の職員のところを削るというものでございます。

議案34号、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則については、平成18年3月31日に在職したものと見なして給料の調整額の経過処置を適用すると、18年度の給与見直しの時に経過処置が行われたわけですが、この部分にも、日本郵政公社の職員という記述がありましたので、これも削るというものです。

それから35号につきましても、18年の給料の見直しの時に、給料月額の見給保障を規定をしたものですが、これも日本郵政公社の職員という部分がございますのでこれを削るというものでございます。

ただ、これらの規則の施行は、今年10月1日からでございますが、3頁にもう1度戻っていただきますと、アンダーラインを引いてあるところ、第2条のところに日本郵政公社の職員というところがございます。それから、第11条の2項の8とところ、第9条第1項のところにもアンダーラインを引いてございます。これは今年、育児休業法が改正された結果、10条ほど新しく入りましたので、その分が条ずれし、19条に変わりました。引用している条文の数は変わりましたが、本文そのものは全く変わっておりませんでしたので、規定の整理という事でこれは改正、即施行、公布の日から施行しますので、この部分だけは施行日が異なっています。以上でございます。

#### 【質疑】

委員長

では順次審議したいと思います。まず議案第32号はいかがでしょう。では議案第32号は承認いたしました。次に議案第33号はいかがでしょう。よろしいですか。はい。議案第33号は承認いたしました。議案第34号はいかがでしょう。よろしいでしょうか。はい。議案第34号は承認いたしました。次に議案第35号はいかがでしょう。よろしいですか。はい。議案第35号は承認いたしました。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、議案第32号、33号、34号、35号を原案どおり可決する。 -

### 議案第36号 訴訟事件の処理について（公開）

(学校施設室長説明)

訴訟事件の処理については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第14号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

次の頁をご覧ください。事件の概要といたしましては控訴審でございます、名古屋高等裁判所での土地所有権確認、建物工作物明け渡し請求事件でございます。当事者として、控訴人が1審では被告の藤田さん、被控訴人は1審原告の三重県です。

3の経緯等でございますが、控訴人は平成11年7月に当時の南勢高校の建物の敷地内に、自己所有分の土地3つが存在するという事によって県に対して調査を求めました。平成12年12月には県に対して、建物と工作物を撤去して土地の明け渡しをせよという要求を行って来ました。これに対し県としましては、土地家屋調査士による現地調査、図面作成等を行った結果、被告の要求は不当と判断し、平成13年11月30日に県側から所有権確認請求訴訟を津地裁に提起しました。併せて県は、当該土地の所在位置がもし被告の主張する位置に存在すると仮定しても、永年に渡って利活用しており、時効取得した事も主張してまいりました。被告は県の提起に対しまして、平成13年12月26日に建物工作物撤去、土地明け渡し請求等で応訴しまして、併合審議されてきましたが、平成19年6月28日に津地裁におきまして、県の主張通りの土地の所有を認める判決を頂きました。被告はこれを不服としまして、同年7月10日に控訴いたし、当方にも控訴状が送達されました。

2の応訴の方針でございますが、名古屋高裁に対しまして、控訴人の控訴を棄却するよう求めてまいりたいと考えています。指定代理人については記載の通りでございます。一部誤記がございまして、訂正修正をお願いします。教育委員会事務局人材政策室となっておりますが、学校施設室でございます。申し訳ございません。

次頁10頁、委任する訴訟代理人でございますが、引き続き記載の弁護士さんをお願いしたいと思います。委任の範囲につきましても前回と同様、一切の権限という事をお願いをしたいと思っております。選任の理由につきましては、記載の通りでございますが、本件について1審の代理人でございましたので引き続きお願いしたいという事でございます。

【質疑】

委員長

はい。では議案第36号はいかがでしょう。今平成19年ですからかなり長くかかるのですね。

学校施設室長

はい。案件が土地問題でございますので、当地がたまたま公図混乱地域という事もあり、双方非常に字界が分かりにくく年月を要しております。

丹保委員

内容じゃないですが、ここに判断を行うと、書いてありますが、法律ではこういう言い方をしているのですか。

学校施設室長

はい。そうでございます。

丹保委員

そうですね。法律独特の言い方なのですね。分かりました。

委員長

他にはどうでしょうか。

竹下委員

相手方の藤田さんには弁護士がついているのですよね。

学校施設室長

ご本人は不動産業を営んでおられまして、非常に土地問題に精通されておる方ですので、ご自分でされていきます。

竹下委員

そうですね。それで何となく分かるような気がします。

委員長

長年に渡って使っていたにもかかわらず、この事件というか、訴訟を起こした理由というのは何でしたか。

学校施設室長

県側としましては自分の物として、平穩無事に使っておったわけでございましたが、平成11年にその土地の隣接地を新たに取得された藤田さんの方が、取得数か月後に自分の土地が入り込んでいるという主張をなされたので、私も調査をしまして、県のものに間違いはないという事で、県側の方から提訴いたしました。

井村委員

訴訟費用、弁護士費用ですが、これは当面は県側が払っていくわけですね。

学校施設室長

弁護士さんにつきましては、対価という事で他の部局の事案と同様にありますので、規定に基づく対価をお支払いさせていただきます。

井村委員

勝訴した場合は、それは請求できますか。

学校施設室長

一般的にそこまでは請求してない事例が多いようですけども、判決内容も当然ございますので、その時点で考えたいと思います。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

## 報告1 平成20年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について（公開）

（人材政策室長説明）

平成20年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について別紙の通り報告する。

1頁をご覧ください。結果について3つほどポイントとして書かせて頂いております。1番目として、平成20年度三重県公立学校教員採用選考試験については、去る7月21日及び22日に高等学校をはじめとする4会場で第1次選考試験を実施しまして、2276名が受験致しました。

2番目、第1次選考試験は、採用予定者数の2倍から3倍程度を合格させることとし、専門筆答試験それから教養の筆答試験、論述試験、集団面接、適性検査を実施し、これらを総合的に判定して740名を合格させました。第1次選考時点での全体の合格倍率は3.1倍、昨年度は3.3倍でございました。なお、平成20年度の最終的な採用予定者数は325名程度となる見込みでございます。

それから3つ目でございます。第2次選考試験は8月20日、今週の月曜日から県立津高等学校他7会場で実技試験を実施しまして、それから8月21日から27日かけて三重県立看護大学を会場として、集団・個人面接を現在実施しております。最終結果は9月28日に発表するということになっております。

小学校、中学校、高等学校それから養護教諭と栄養教諭という形で採用試験を致しまして、表にご覧の通りの結果を第1次選考結果として発表をしております。大雑把な説明ですが、以上でございます。

【質疑】

委員長

では報告1はいかがでしょうか。今日はまだ集団・個人面接の最中なんですね。

人材政策室長

はい。その通りです。

委員長

これまでの経過で問題は別におきませんでしたか。

人材政策室長

はい。特に問題は起きていません。

委員長

社会人とか障がい者とかの方達の状況はどうでしたか。

人材政策室長

社会人特別選考は、今年は応募者がありませんでした。

委員長

ああそうですか。

人材政策室長

それから障がい者に関係する方は全部で応募が7名ほどございましたが、現在1次で3名が残っているという状況です。

委員長

はい。他にはどうでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告2 国立大学法人三重大学と三重県教育委員会との高大連携事業に関する協定書の締結について(公開) (高校教育室長説明)

国立大学法人三重大学と三重県教育委員会との高大連携事業に関する協定書の締結について別紙の通り報告する。まず概要でございますが、1ですが、国立大学法人三重大学と三重県教育委員会は大学教育と高校教育、高等学校教育の相互連携及び円滑な接続を図る事を目的とし、高大連携事業に関する協定書を早い時期に締結したいというものでございます。

経緯と致しましては、これまで三重大学と県内の高等学校との連携につきましては、大学教員の方々が高校へ出前講座あるいは学校設定科目で授業を頂いてます。あるいは大学での公開講座、オープンキャンパスなどが実施されています。これらの取組というのは、大学と個々の高校との間で連携を行っているものであり、三重大学と県教育委員会との間で高大連携事業に関する定めは何もないという状況でございます。

この報告をさせて頂く経緯であります。19年度に県立津高等学校が文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール(SSH)の指定を受けました。その事業計画の1つに、津高校の生徒が三重大学の既存の講座を受講し、生徒が三重大学に進学した場合は、それを三重大学の履修、既に修めた単位として認定できるようにするという取組がございます。この取組を、他の県立高校の生徒も受講できるような制度とする為と、この制度を利用する生徒の負担を軽減させるという意味から、例えば、入学料とか検定料とかはその軽減の1つかと思いますが、三重大学から県教育委員会と協定書を締結したいという申し入れがあったところでございます。

三重大学は地域の大学として地域貢献や地域の人材育成等に、より一層積極的に取り組んでいくと聞いております。また県立高校も学力の向上とか進路保障の観点から、在籍する生徒の興味関心、意欲の喚起あるいは進路選択の幅の拡大などに努めております。県教育委員会としましては、これまでの経緯とか、あるいは高校側の新たなニーズ、津高校のような取組を踏まえて、三重大学との間で高大連携に関する協定書の締結を行わせて頂きたいという事でございます。

その内容ですが、4点ほどあります。(1)大学が求める学生像や大学の教育内容等の情報提供に関する事、(2)高校生が大学における教育研究に触れる機会の充実に関する事、(3)高等学校と大学とのそれぞれの教育の推進に関する事、(4)その他、三重大学と三重県教育委員会が必要と認める事項という事で、その他のところでこの事業に関し、三重大学と関係高校はそれぞれの提携の内容を協議していく。そして必要に応じて覚書等を作成していこうというものでございます。

2頁目に、三重大学の学務部から私どもの方へ提案がございました。まだ細部が詰まっていますが、こういう形で何とか協定書を結べる方向で了承を頂いて、細部については、教育委員会教育長の専決事項で対応させて頂ければと考えているところでございます。

協定書を読ませて頂きますと、第1条、国立大学法人三重大学甲と、三重県教育委員会乙とは、連携協力し、大学教育と高等学校教育の相互連携及び円滑な接続を図る。実施機関、第2条、この協定書で定める連携協力は甲と乙及びその所管に属する高等学校との間で実施する。連携協力の内容ですが、第3条、甲と乙は次の事項について連携協力するものとする。(1)から(4)は、先程の内容とほぼ重複しますので省略させて頂きます。連携方法、第4条、甲と乙は連携協力にあたって高校生及び双方の教員等の派遣及び受け入れが円滑に行われるように努めると共に双方の施設等の利用についても便宜を図るものとする。実施組織、第5条、甲と乙はその代表及び関係者で組織する高大連携推進会議を設置し、高大連携事業の内容について協議し実施するものとする。この実施組織については、今、非公式ではございますが、三重県の高等学校長協会と三重大学の高大連携担当との間で定期的に年2回位の協議を持ってしまして、教育委員会はオブザーバーとして参加をしている、そういう会議がありますが、そういうものをイメージしています。協定期間、第6条でございますが、この協定書の有効期間は平成20年3月31日までとするという事で、但し、この協定書の有効期間満了の3ヶ月前までに何れかからも改廃の申し入れがない時はまた1年間継続する。その後の扱いも同様とするという事でございます。津高校の子ども達もこの夏休み中に学校で進路指導が行われていまして、希望する生徒もいるように聞いておりますので、出来ましたら9月中には協定書を結ばせて頂きたいと考えているところでございます。以上報告を終わらせていただきます。

### 【質疑】

委員長

はい。報告2はいかがでしょうか。

竹下委員

普通、協定書を結ぶ場合には、目的というのが真っ先にあって、その目的を実現する為に高大連携をするのだと思いますが、目的がないですね。趣旨がその目的の代わりなのかなという気がするけど、この趣旨の

中身は単に連携を図るというだけですから、連携を図る事が目的のような感じになってくる。ちょっとこれは教育委員会としては弱いのではないかなという気がします。今我々の教育委員会の立場からいけばやっぱり、一番の目的と言えば人材育成でしょう。良い先生を何とかちゃんと作ってほしいというのが直接の目的で、あとは三重県の為に、三重県民として役立つ為の人材を育成するということも含めてもいいでしょうけど。教育委員会が今一番切実に困っているのは、教員という人材の育成でしょうから、それを目的に出してくる必要があるのではないかと思います。そうなってくると、この連携の中身が非常に曖昧としていて、何の結果も出てこないような気がします。単にこれは高校生に三重大学の授業を受けるという便宜を図ってあげるだけというね。そういう趣旨からいくと、効果がほんとに上がるのかなというような疑問を持ちますが、その辺、山口室長はどうお考えなのか。

高校教育室長

竹下委員の言われる、目的がはっきりしていないのではないかなという点につきましては、この協定書案、あるいはこの締結についての参考結果について、やはり足りない部分があるのかなと思います。たしかに概要のところ、相互連携及び円滑な接続を図る事を目的としてと書いてありますが、委員ご指摘のように、人材育成という部分をもう少し前面に出せるように、改定を三重大と折衝、調整したいと思っております。ただ、三重県教育委員会として三重県の教育を担ってもら、そういう人材の育成それだけに限らず、もう少し幅広に理数教育という、SSHというのがありますので、理数離れとか、いろいろな子ども達の多様なニーズがありますので、そういう意味で、委員ご指摘頂いた、人材育成、地域の担い手とかそういう部分を目的に挙げて協定書を結ぶというのは、1つの明確な意思表示かなと思いますので参考にさせて頂いて調整したいと思っております。以上です。

竹下委員

そういう趣旨でやってくれるのなら大賛成です。

高校教育室長

ありがとうございます。

丹保委員

今言われた事と同じ事を、前回ももう少し柔らかく申し上げたのですが、大学の当局にも、申し上げております。高校の側と大学の側の意識というか目的意識が、少し違うのではないかなというのがあるんですね。そうなってくるとずれてきますので、こんな筈じゃなかったという事になると、せっかく間に入った教育委員会が徒労になりますので、そういうところをやっぱり細かく詰めていかないといけません。いろいろな事業をやっても、上手くいかないのがっかりします。せっかく優秀な人達が頑張っているわけですので、その辺の詰めをやっぱりしっかりやるといいのではないかなと思います。

高校教育室長

前回の協議で、充分丹保委員の意見を汲み取っていませんで、申し訳ございませんでしたが、そういう意味で高校と大学側の目的意識を調整していく、はっきりさせていくという事で整備を図ってまいります。

井村委員

協定期間の件ですが、これだと自動継続になっていく訳ですね。先程の目的を再認識するというか、そういう事の為に僕は契約の自動継続というのはちょっと疑問に思っているのです。という事は、問題がなければそのままどんどん継続していく訳で、誰も切ろうというか、やめようというか、そういう問題意識が起これないという感じがします。ほっておけば自動的に切れてしまう、だからそれをほっておかないようにするにはどうするか、一年後に検証するとか、何かそういう動きがどうしても出てくるような気がします。それは2年でも3年でもいいのですが、ほっておけば終了するとした方が良くと思います。

これに限らず、どの契約でも同じ事なのです。僕の場合、会社で行っているのは1年以内、1年でそれをやめると。もし継続したい場合は、そうなる前にお互いに協議をして延ばす契約を再契約するというようにしていますが、そういう事をしないと、どんどんそのまま流れてしまわないかという危惧を持っていますが、いかがでしょうか。

高校教育室長

なかなか厳しいご意見かなと思っておりますが、第5条に高大連携の推進会議を設置しというのがございますので、ここでこの事業内容を評価し、やはりこれは、あまり意味が無いねという話になれば双方解除という事になるのではないかなと思います。ただ条文として井村委員が言われたように、ほっておけば切れてしまうと、双方に危機意識を持たせるという意味では効果はあるのかなと思うのですが、事務的に手続きが煩雑にならないかなという事が若干心配されますので、その辺り三重大さんとも、再度調整をさせて頂き、教育委員会で諮ったところ、そういう意見も出ましたので、条文の案文についてはもう一度お互い検討しましょうとさせて頂ければかなと思います。以上です。

竹下委員

ちょっといいですか。私も、もうちょっと危機感を持っているのですけどね。要するに、特に教員に関し

て危機感を持っているのですが、教員というのは、もっともっとレベルアップしてもらわないといけないの  
だろうと思っていますから、その教員を育成する為には、どうしていったらいいかという形での連携が私は、  
最大の目的だろうと思っています。

そうなってくると、そういう効果が上がるかどうか、単に高校生の満足感があるとかではなく、本当にち  
ゃんとした先生になってくれるような人材育成コースになるかどうかというような形で、いつも見直しを図  
っていく必要があるのだろうと思いますし、これが駄目ならば、もう少し三重大そのものの改組にこちらか  
ら注文をつけていくような、そういう形が必要だろうと思っていますので、それからいくと、やっぱりこ  
の期限は、ただだらではなくてきちつきちと決めていく方がいいような気がします。だから井村委員に大  
賛成です。

教育長

人材育成と言いましたが、ここで狙いとしているのは、教員養成というか、それとは少し違ってまして、  
もう少し幅広いというか、中高一貫とかあるいは小中の連携とかいろいろありますよね。それとよく似てい  
まして、要は高校生の段階で大学をもっと理解する、あるいは勿論単位も与えるということです。大学側と  
してもよく分かってもらった上で子ども達を受け入れる、そういう所が主な狙いなのですね。

だから最終的に大きな意味では、三重県内の人材育成に繋がる事は繋がりますが、特段、このような考え  
方を持った教員養成に繋げるということまでは、狙いとはしていません。

竹下委員

いや、今の中高連携とかが、非常に曖昧な形になっているというか、単に高校が人材、定員を確保する為  
とか、或いは少しでもいい子ども達を自分の学校に来てもらう為の中高連携になっているのではないかなと  
思っています。

教育長

三重大学も同じ考え方だと思いますよ。

竹下委員

これもそうだと思いますよ。だから三重大学は、少しでもいい人を名古屋にとられないようにというこ  
ろで確保しようというのが考えだと思いますが、そこに我々が乗っかるのではなくて、我々は三重大にもう  
ちょっと頑張ってもらって、ちゃんと三重県に役立つ人材を育成してほしいという要求を出さないといけな  
い。その為、三重大にどんどん要請を出して行って、ちゃんとした高大連携を行おうではないかという形  
で進めるべきだと思うのですが。

教育長

学部は全学部ですよ。

高校教育室長

はい。全学部です。

竹下委員

私は、中心はやっぱり教育学部だと思うのですが。理数科系ならば理科系の学校や学部だろうとね。

高校教育室長

竹下委員ご指摘の教育学部との連携については、実はこれまでも協定書といいますが、三重大学と三重県  
教育委員会との教育研究に関する協議会設置要綱というのがありまして、その中で三重大学と三重県教育委  
員会で今まで連携をしてきたというか、意見協議をしてきたのは教育学部だけなのです。それを年2回位、  
教育に関する人材養成とかを三重県教育委員会と教育学部とで行ってまして、全学のレベルではなく、教  
育という専門分野で連携をしています。

これは大きな枠組みではなく、例えば、三重大学の教育学部では、こんな事やっているが、それは三重県  
教育委員会の求める教師像とどう違うのかとか、そのような事を議論しています。そして例えば、学生ボラ  
ンティアとかをいろいろご協力頂いたり、双方に教員の交流も行っていますので、竹下委員の言われた辺り  
をもう少し充実させていきたいと思います。これについてはどちらかと言うと、教育長が言われましたが、  
高校生に何とか幅広い選択肢を与える、SSHの中で理数を高校の教育だけで学ぶのではなく、一步上の大  
学の中で学べる、大学の空気を知る、ミスマッチをなくすとか、そういう事にも繋がります。

私どもとしては、高校生を中心とした全学の協定と思っておりまして、教育を担う人材育成については、  
確かに大事なことも分かりませんが、例えば工学部とか、医学部とか、生物資源とかとは、若干違うので、  
別途やらせていただけないかなと思います。確かにそういう危惧は十分分かるわけですが、今までも足りな  
いという事であれば、それを充実させるというのが三重県教育委員会のスタンスかなと思うのですが、丹保委  
員はどうお考えでしょうか。

丹保委員

教員養成に関してはもっと議論しなければいけないですね。それで例えば、教職大学院とかそういう事も  
考えないといけない時ですし、それから先程、竹下委員が仰った、もっと濃密な形の高大連携の在り方、中

高連携と一緒にして、そういう場合の在り方についても、もう少し突っ込んだ議論をしなければいけないと思います。

そうしますと、高校生の頃から教員を目指すような学生とか、そういう子ども達と教育学部をどう結びつけるかとか、それでもっと人材養成の観点で結びつけられないのかとかを、具体的に話をしていく事がそろそろ必要になってきているような気がします。そういう事は、全国的には一部行っているところもありますが、いわゆる三重県モデルというような形で具体的にやっていかないといけないと申しているのです。

これは教員の人材養成だけに焦点を絞っているわけではないのです。これは、もうちょっと広くて、少し曖昧模糊としたところがあるのです。ただそういう曖昧模糊としたところがあるという事は、問題もあるという事なのです。

竹下委員

私は一応そういう事が分かった上で言っているつもりなのですが、今のような形での高大連携は、結果的には三重大は落ちていくと私は思っているのです。例えば、優秀な人がいけば東京大学に行く、名古屋大学に行く、京都大学に行くという形でどんどん取られていく。人材はいなくなっていく。これは当たり前というか今の現象ですから、しかもこれは、高校生の時代から便宜を図るという形で阻止出来るものではないと思います。

しかし三重県の教育委員会としても、やっぱり三重大は重要ですから、それをなんとかちゃんとした形で維持し続けてほしいと思えば、もっと積極的にこちらが手を携えていく必要があるのだらうと思います。受身的なものではなく、もっと教育委員会の方が積極的に打って出ていく必要があるのではないかと。これはほんとうに効果がないと思っているのです。

丹保委員

大学としては、教育委員会の方々が思っている以上に、曖昧でしてね。教育委員会に対する思いっていうのは強いのですから、皆さんの方から意見があればかなり取り入れます。今特に教職大学院とか、そういうものを作ろうとすると、教育委員会の協力なしには絶対出来ないのです。そういう意味では教育委員会のメンバーの人が大学で教えるとか、交流するとかそういう事は近い将来すぐ起こります。今のような人材養成に関しては、教育委員会の方からもいろいろ意見を言った方がいいですね。もう全然遠慮する必要はないです。そういう事では今は、一緒にやっていける時代です。

委員長

教えて頂きたいのですが、19年度の津高がスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けたという事で、受けると予算がつくのですか。

高校教育室長

予算がつきます。津高校に5年で5、6千万くらい。すでに四日市高校、松阪高校は指定を受けて今年度は、津高校の生徒はその恩恵を受けることができます。

委員長

その5、6千万円を高校で有効に使う為に、理科系の実験施設を作るよりは大学で使って頂いてより効果が高まるようにしたいという事ですか。

丹保委員

いろいろ決まりがあります。勝手に何かものを作ってはいけない、大学と協力しなさいとか。いろいろな制約があるのです。

高校教育室長

委員長言われたように備品については貸与という形になります。買いたいですと買う、貸し与えるのですね。ただ5年が過ぎたら大体そのまま給付になるという考え方で四日市高校も色んなものを買ったわけです。

委員長

5年間継続は保証されているわけですね。大学と連携して素晴らしい授業をする為の環境作りという意味でそのお金がある間は大学側もよいが、その後は分からないという事ですか。

丹保委員

いや大学側はかなりサービスすると思います。

教育長

ちょっとよろしいですか、先程ですね。竹下委員が仰ったのも、その通りだと思うのですが、特に実態は各高校レベルで三重大なら三重大でいろいろこれまでもやりとりをしているわけですね。三重大以外に四日市大学もあるのですか。

竹下委員

いや分かりません。

教育長

松阪でも皇學館でもいろいろ高大一貫を行っていますね。そういう中で特に三重大については、多くの

高校がこういう連携をしている。しかも大学側からこんなにバラバラではなくて、教育委員会としても束ねてこういう協定を結んだらどうかという提案を受けての話なのです。

従って本来教育委員会として、もっと強い意志を持って大学に対して打ち出していくべきだというのは仰るとおりなのですが、違う大学も含めてそれを行おうとすると、やはり教育委員会として三重大大学だけ特にというような事は、中々打ち出しにくいところがあります。あくまでも、受身の姿勢を崩せないのかなと思うのです。

竹下委員

そろそろやってもいい頃じゃないですかね。

教育長

高校単位で行っているのです。

高校教育室長

そうです。

竹下委員

個々の高校と大学と連携するというのは、それはそれで別にいいでしょうけど、教育委員会としての場合には、やっぱり地元にとって一番大事な学校というのは三重大だろうと。

教育長

それがなかなか言いにくい。

竹下委員

言ってもいいのではないですか。駄目ですかね。少なくとも教育委員会の教員養成という事になってくれば、皇學館もあります。三重大の教育学部は重要なのだ、それから他の学部も重要だという事でそろそろ言わないといけない時代じゃないかと思っています。三重県全体が地盤沈下していきますよ。

教育長

それを堂々と行っていくと、そうじゃないと言われる方もいらっしゃいますし、なかなか難しいところがあります。

丹保委員

人材育成に関しては、教職大学院の事で必ず相談にくると思いますし、一緒に考えていかないといけない。

竹下委員

要は、この協定の中にそういう趣旨をちょっと入れ込んでもらいたい。少なくとも、三重大の先生はそうだと思いますが、丹保委員が言ったように刺激していけば、向こうは変わってくると思いますよ。こちらがニーズを出しておけば、それに対して応えるような体制をとるだろうと思いますよ。

教育長

こういった事を提案してもらっている事自体、随分昔とは違いますよね。すこし昔では考えられないような変化だと思います。

丹保委員

だから人材養成でも、三重県はこんな人を要求しているとじゃんじゃん要求していくしかないのですよね。それは私学に対しても要求が出来ますので、三重大大学についてはまたいずれ検討したい。

教育長

またいずれじっくりと。

委員長

はい。それではこの件に関しまして、他にありませんでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

### 報告3 第31回全国高等学校総合文化祭（島根大会）への生徒派遣状況及び結果について（公開）

（高校教育室長説明）

第31回全国高等学校総合文化祭（島根大会）への生徒派遣状況及び結果について別紙の通り報告する。大会名、第31回全国高等学校総合文化祭という事で、日程ですが、7月29日日曜日から8月2日木曜日にかけて島根県の8市町で開かれたものでございます。この大会には委員長にもご出席を頂きまして総合開会式、パレードそれから三重県の生徒実行委員会も視察をしていましたので、そこで激励とか懇談をして頂いたところでございます。ほんとうにありがとうございました。

島根県の場合は43市町村あるのですが、そのうち8市町で開催されたという事でございます。4の主催者は資料の通りです。5、大会テーマ、「悠久の地より吹く新しい風 - 島根2007 - 」というテーマでございまして。6、三重県からの参加生徒ですが、（1）参加部門が18部門ありましたが、17部門に何らか

の形で生徒が参加をさせて頂きました。下線部のところは審査とか競技、あるいは表彰が行われる部門でございます。18の内17で、1つ足りないとなりますが、これは演劇で、演劇はコンクール方式をとっており、それぞれのブロック大会で勝ち上がったものだけが派遣されるという事です。三重県はその選に漏れました。参加校(3)ですが、33校、県立28校、私立4校、国立1校ですが、私立は13校中4校です。国立の1校は鈴鹿高专です。(3)参加視察数は321人です。7、主な成績ですが、(1)囲碁部門、新聞記事にもなりましたが、津高校の闇雲君が3位と、(2)の新聞部門で上野高校が優良賞を頂いています。2頁目、資料1ですが、学校名と参加部門、視察部門の合計人数です。生徒は合計で321人参加をしています。3頁の資料2ですが、これは視察者も含めたトータルの人数です。2年後に控えた三重大会に向けて、生徒の参加数とかあるいは内容の充実に向けて頑張っていきたいと思っておりますのでご指導をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

## 【質疑】

### 委員長

はい。では報告3はいかがでしょうか。2年後、三重県が当番県という緊張感の中で視察の方達にもお会いさせて頂きましたけれども、現地に行きまして私も迫力を生で感じてきました。

この大会のちょうど1週間位前に全国教育委員長会議があり、そこでたまたま島根県の教育長さんが私のお隣で、島根大会に向けて故郷教育というのを何年前から力を入れて行ったと言っていました。開会式の時に隠岐高校の生徒が、「キンニャモニャ」という民話のキャラクターを印刷したユニークな杓文字を2つずつ会場の皆さんに配り、杓文字での拍子を全員で行いながら隠岐高校の生徒さんが舞台の上ではつらつと踊ったり、ヤマタノオロチのものすごく大きな立派な踊りがあったり、素晴らしい開会式でした。

三重県は文化という事を強調した県ですので、全国の方達が2年後に来た時、きちっとしたものをお見せ出来るのかと、とてもプレッシャーを受けて私は帰りました。

パレードでは、残念ながら三重県は出ていなくて寂しかったです。私立の中にもマーチングバンドとかありますので、きちっと総合的に考えて、今現在あるものにもっと光をあて、2年後に向けてはつらつと皆が参加出来るようにして欲しいです。

また、高校生自身がこの大会をあまり知らない。インターハイは有名過ぎるほど有名で高体連の予算というのはものすごい規模ですよ。それに対して、文化というのは非常に貧弱なものです。文化庁長官も開会式に来ていましたし、今度は秋篠宮様もいらっしゃるというように国としても文化という事に関して力を入れるという方向が明らかに出ていきますので、もっと高校生、中学生、2年後には中学生が高校生になるわけですから、全体で雰囲気盛り上げていかないと、全国の高校生が来る大きなイベントを三重県の高校生自身があまり知らないようではとても情けないという思いがします。

### 丹保委員

今2年後の話がありましたが、それに向けて何らかの、例えば参加が空白のところを埋めるとかそのような新たな動きとかはあるのですか。

### 高校教育室長

先程18部門と言いましたが、その中に例えば郷土芸能が三重県にはなかったという事で、今年度から昴学園高校が中心になって郷土部門を立ち上げています。そのように全ての部門に参加して文化を広められるようにという事で強化費も頂いておりますので、全部の部門にエントリー出来るようにしていきたいと思っております。以上です。

### 教育長

どうしてマーチングバンドは出なかったのですか。京都は出ていたのではないのですか。順番が何かあるのですか。

### 高校教育室副室長

京都については、合同参加の形でした。今回三重県は、チーム編成等の事情で参加申し込みの時期までに環境が整わなかったという事で残念ながら参加できませんでした。

### 教育長

2年後にやろうとしている県がこんな状態ではいけない。要請をしっかりとやらないと。

### 委員長

そうですね。

赤十字のボランティアに関して、今年まだ始まったばかりですが特別支援に関しては何か新しい動きとかがあったでしょうか。

### 高校教育室副室長

資料2、3頁の表の20番、21番につきましては、実は独自の部門、協賛部門と呼んでいますが、これらについては原則その県内の学校の発表等に限られています。2年後の三重県大会につきましても特別支援

部門がございまして、その視察も行っていただいたわけですが、三重大会の場合は、県内だけにとどまらず全国規模の形で特別支援部門を行って行きたいと思っております。その形で現在も進んでいるところでございます。

委員長

赤十字に関してもボランティアというもっと大きな枠組み、全国規模で行う予定があるのですか。

高校教育室副室長

はい。三重県の場合も赤十字に限定せず、ボランティアという部門でもっと広がりのある形を考えています。

委員長

そうですか。間に合うように総力を挙げてほしいですね。他にはどうでしょうか。よろしいですか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### 報告4 第54回東海高等学校総合体育大会の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

第54回東海高等学校総合体育大会の結果について別紙の通り報告する。当大会は本年の6月15日金曜日から6月17日日曜日まで、水泳競技については7月20日金曜日から22日日曜日までですが、合わせて31競技を静岡県各地において開催されました。なお東海の定時制通信制体育大会については9月9日に同じく静岡県で開催される事になっております。

今年度の東海総合体育大会では、各種目において高校生のはつらつとしたプレーによって熱戦が展開されまして無事終了する事が出来ました。1頁に種目別の団体成績一覧、2頁以降には個人成績一覧表を掲載しています。

昨年に比べますと、三重県勢は団体戦において、優勝校の数は男子で2校増え、女子は2校減っています。団体の成績については順位で言いますと、男子の1位が6校、2位が4校、3位が9校です。女子の方は1位が2校、2位が1校、3位が8校となっています。個人成績については、男子が陸上競技5種目で8人、ソフトテニス、テニスのシングルス、ダブルス及び剣道、弓道、フェンシング、薙刀、レスリングの55kg級、およびウエイトリフティングの4階級と9競技合わせて個人の21人が東海のチャンピオンとなる好結果がでております。女子は、陸上競技3種目で6人、剣道、薙刀演技2人、柔道の63kgの4競技、10人が優勝をしています。全国の高等学校総合体育大会の結果及び東海の定時制通信制の大会の結果につきましては次回以降の定例会において報告させて頂きたいと思っております。以上でございます。

#### 【質疑】

委員長

報告4はいかがでしょうか。

丹保委員

ちょっといいですか。1頁のラグビーですが、AとBのところ、これは1位が2つあるのですか。

スポーツ振興室長

Aというのは各県の1位チームがそれぞれ対戦します。Bの方は2位チームという事で対戦するのですが、決勝において、愛知の西陵高校と四日市農芸高校が引き分けという事でした。そして両チーム優勝という事です。

丹保委員

引き分けなのですか。

スポーツ振興室長

はい。

丹保委員

分かりました。

委員長

レスリング女子というといつも聞かれるのですが、三重県の高校にはないのですね。

スポーツ振興室長

はい。

委員長

はい分かりました。他にはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

**議案第 37 号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について（秘密会）**

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第 38 号 三重県立美術館協議会委員の委嘱について（秘密会）**

生涯学習室長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第 39 号 三重県文化財保護審議会委員の任命について（秘密会）**

文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。